

平成 26 年度 公益財団法人新宿未来創造財団第 2 回理事会 議事録

1 日 時 平成 26 年 11 月 17 日 (月) 午後 2 時 30 分～午後 4 時

2 会 場 新宿区大久保 3-1-2 新宿コズミックスポーツセンター 3 階 大会議室

3 出席者 理事現在数 12 名 定足数 7 名

[理事出席者]

理事長 永木 秀人 副理事長 加賀美 秋彦 常務理事 小柳 俊彦

理事 酒井 敏男 理事 佐藤 洋子

理事 白井 裕子 (途中出席：議案第 11 号の質疑時より出席)

理事 白石 美雪 理事 杉山 千鶴 理事 高野 吉太郎

理事 平田 達 以上 10 名

[監事出席者]

監事 五味田 敏夫 監事 高橋 麻子 監事 名倉 明彦 以上 3 名

[同席者]

主幹 高橋 昌弘 事務局次長 諏訪 丹美

欠席者

[理事欠席者]

理事 清水 敏男 理事 武井 正子 以上 2 名

4 議題

(1) 議事事項

議案第 9 号 平成 26 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 2 回評議員会の招集について

議案第 10 号 平成 26 年度上半期事業執行状況及び資金運用業務状況報告について

議案第 11 号 公益財団法人新宿未来創造財団情報公開規程の改正について

議案第 12 号 公益財団法人新宿未来創造財団資金運用執行責任者の承認について

議案第 13 号 資金運用委員会の設置について

(2) 報告事項

① 評議員の選任について

② 監事の選任について

③ 公益財団法人新宿未来創造財団規則の改正について

④ 経営計画実施プログラムの取り組み状況について

⑤ 第 13 回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン等について

⑥ 林芙美子記念館の臨時休館について

⑦ 会計監査人の名称変更について

⑧ 特別区人事委員会勧告と新宿未来創造財団職員給与規則の改正について

5 定足数の確認

冒頭に理事現在数 12 名中 9 名の出席 (1 名途中出席) があり、理事会運営規程第 7 条の規定によ

り、理事会は有効に成立していることを確認した。

6 議事の経過の概要及び結果

定款第 34 条の規定に基づき、永木理事長が議長となり、本会議の開会を宣し、議事に入った。

- (1) 議案第 9 号 平成 26 年度公益財団法人新宿未来創造財団第 2 回評議員会の招集について
小柳常務理事より議案第 9 号について、資料に基づき説明が行われた後、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。
- (2) 議案第 10 号 平成 26 年度上半期事業執行状況及び資金運用業務状況報告について
小柳常務理事より議案第 10 号について、資料に基づき説明が行われた。説明後、議長の求めに応じて、名倉監事より、現在運用中の資金について、残高証明書等に基づき運用状況を確認した結果、規程に則った適切な資金運用業務が行われていることの報告があった。その後、質疑が行われ、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。
- (3) 議案第 11 号 公益財団法人新宿未来創造財団情報公開規程の改正について
小柳常務理事より議案第 11 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。
- (4) 議案第 12 号 公益財団法人新宿未来創造財団資金運用執行責任者の承認について
小柳常務理事より議案第 12 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。
- (5) 議案第 13 号 資金運用委員会の設置について
小柳常務理事より議案第 13 号について、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われ、議案を原案どおり出席者全員一致で可決した。

7 報告事項

- (1) 評議員の選任について
諏訪事務局次長より、資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- (2) 監事の選任について
諏訪事務局次長より、資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- (3) 規則の改正について
諏訪事務局次長より、資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- (4) 経営計画実施プログラムの取り組み状況について
高橋主幹より、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われた。
- (5) 第 13 回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン等について
諏訪事務局次長より、資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- (6) 林芙美子記念館の臨時休館について
高橋主幹より、資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われた。
- (7) 会計監査人の名称変更について
諏訪事務局次長より、資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。
- (8) 特別区人事委員会勧告と新宿未来創造財団職員給与規則の改正について

諏訪事務局次長より、資料に基づき説明が行われた。この報告事項について質疑はなかった。

以上で議事を終了し、閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した理事長及び副理事長並びに監事は次のとおり署名する。

なお、軽易な文言の修正は、理事長に委任する。

平成 26 年 11 月 27 日

理事長 永木 秀人

副理事長 加賀美 秋彦

監事 名倉 明彦

監事 五味田 敏夫

監事 高橋 麻子

平成26年度 公益財団法人新宿未来創造財団第2回理事会

議事録

平成26年11月17日

○永木理事長　これより議事に入ります。

まず、議案第9号 平成26年度公益財団法人新宿未来創造財団第2回評議員会の招集について議題に供させていただきます。それでは、事務局の説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長　議案第9号について事務局の説明は以上でございます。これよりご質疑をいただきたいと思えます。ご意見のある方はどうぞお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○永木理事長　ありがとうございます。

それでは、議案第9号につきましては原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第10号 平成26年度上半期事業執行状況及び資金運用業務状況報告について議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長　それでは、引き続きまして上半期の資金運用状況につきまして名倉監事よりご報告をお願いいたします。

○名倉監事　平成26年度の上半期資金運用業務状況報告をさせていただきます。公益財団法人新宿未来創造財団資金運用規程第9条3項におきまして、理事会は少なくとも年2回、または必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとする規定されております。これに基づきまして、26年度上半期の資金運用業務状況について、ご報告させていただきます。我々監事3名は去る11月5日、当財団の会議室におきまして現在運用中の資金について残高証明書等に基づいて、その運用状況を確認いたしました。その結果、規程に則った適切な資金運用業務が行われているということを確認いたします。

以上でございます。

○永木理事長　ありがとうございました。以上でご説明を終わらせていただきます。これから質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問のある方はお願いします。

○酒井理事　事業実施状況のなかで、展示会の開催の目標数値について延べ観覧者数1万7,000人としていますけれども、この数値の出し方はどのような基準に基づいているのでしょうか。

○守谷学芸課長　この目標数値については、特別展、協働企画展等、博物館として他のところから資料をお借りする大きな展示会は目標値を4,000人と置いております。また、所蔵資料展については3,000人という目標を立てております。それらの人数に基づいた目標値ということで考えております。

○酒井理事 特別展、協働企画展の目標値は、なぜ4,000人なのですか。なぜ5,000人ではないのでしょうか。または、なぜ6,000人ではないのか。なぜ4,000人という数値になっているのかということについて教えていただきたい。

○守谷学芸課長 今までの展示会の実績から検討しましたところ、大体4,000人という数値が達成目標として適していると思われるので、4,000人にさせていただいております。

○高橋主幹 ただいまの質問と答弁について、若干補足をさせていただきます。ただいま展示会の開催を例に挙げて、その目標の設定についてのご質問をいただきました。財団の全事業につきましては、26年度の事業計画作成時における直近の実績、つまり、この時には25年度実績が出ておりませんでしたので24年度の実績ということになるのですが、この実績の数値からさらに高い目標を設定することを検討し、26年度の目標設定をしております。展示会の開催につきましては、ただいま学芸課長から申し上げましたとおり、その展示会の性格等により、さらに詳細に目標数値をそれぞれの展示会ごとに設定しまして、延べとして1万7,000人という積算をしております。

○酒井理事 経費という視点ではどのような考え方をしているのでしょうか。宣伝経費や資料を借りるための経費、保険を掛ける経費等あると思うのですが、例えば「これだけ経費をかけたのだから、この展示会は5,000人で採算に合う」とか、「この展示会は資料を借りる経費がかかるが、3,000人で元がとれる」とか、そのような視点についてはいかがなものでしょうか。

○高橋主幹 ただいまの酒井理事からのご指摘は非常に適切な課題であると考えております。当財団におきましても、このような展示会や様々なイベントを開催する際には、そのような経費の視点のほか、それぞれの事業目的に沿って、例えば区民の方に広く歴史について周知を図るために価格を一定の低い金額に設定する等、いくつかの考え方もって参加費等を設定しております。この展示会につきましては歴史の普及啓発ということを重く考えまして、展覧会の観覧料金につきましては現在一定の金額で運営しております。また、例えば文化センターなどでは今年度から事業の実施にあたりまして、その経費、つまり収入と支出のバランスについて、これまでよりもさらに深く検討し、料金設定の見直しを視野に入れた取り組みも進めているところでございます。

○永木理事長 この機会に、他にいろいろとご意見があればお願いします。

○加賀美副理事長 財団としては多くの事業を計画的に進めていると思います。今年度後半に向けて特に力を入れていくべき部分について、簡単に説明してもらえますか。

○諏訪事務局次長 9月以降の事業として最も大きいのは、1月開催予定の新宿シティハーフマラソンでございます。これについては、今年度はスタート地点とゴール地点が変わりますので、事業担当の方でも大変力を入れているところでございます。スタート、ゴール、その他諸々の事項につきまして何より事故なく実施することに今、一番力を入れているところでございます。

それから、他の事業に関して申し上げれば、放課後子どもひろばにつきまして来年度以降、多少

形態が変わるという情報を得ております。また、公募での事業者募集が出ていますので、私どももこれに今、参加しているところでございます。これについても力を入れてやっていこうと考えております。

○加賀美副理事長 是非頑張ってください。

○永木理事長 ほかにご意見、ご質問はございますか。

それでは、特に意見等ございませんでしたら、ただいまの議案第10号につきまして決議を行いたいと思います。原案どおり決定するというので、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、議案第10号につきましては原案どおり決定させていただきます。

次に議案第11号 公益財団法人新宿未来創造財団情報公開規程の改正について議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 事務局の説明は終わりました。ご質疑がありましたら、お願いいたします。

○加賀美副理事長 この規程第7条、公開義務から除外される非公開事項について、(5)のエを追加するというのですが、具体的にこれに該当する事例として、今までに何かあったかを教えてください。

○諏訪事務局次長 今まで特にございませんでしたが、先程も申し上げましたとおり、私どもは今、公募での事業者募集に応じ事業計画を出しております。仮に競争会社が今これに関する情報公開を求めた場合、私どもはそれを公開することはできません。そのようなことを想定いたしまして、この条項を入れさせていただきました。

○加賀美副理事長 そのようなことを想定しているのですね。

(白井理事が入室)

○永木理事長 引き続き、議案第11号についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

○酒井理事 ちなみに、今までそのような競争会社からの公開の申出は何件程度あったのでしょうか。25年度の実績ではいかがですか。

○諏訪事務局次長 25年度につきましては、特に1件もございません。

○永木理事長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号について発言がなければ質疑を終了させていただきます。

議案第11号について原案どおり決定するというごことでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第12号 公益財団法人新宿未来創造財団資金運用執行責任者の承認について議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 事務局の説明は終わりました。ただいまの説明にありましたとおり、業務執行理事であり、事務局長でもあります小柳俊彦をこの資金運用執行責任者としてというご提案でございます。いかがでしょうか。

○加賀美副理事長 内容的に全くよろしいのですけれども、今まではどなたが業務を担当されていたのですか。

○高橋主幹 今までは設置をしてございませんでした。今回、先程の上半期の執行状況のご説明にもありましたとおり、間もなく償還を迎えるであろう有価証券がございますので、この償還を迎えるにあたり改めて適切な運用を行うために設置をさせていただくものでございます。

○永木理事長 資金そのものはあったわけですが、その必要が今までなかった。敢えて厳しく言えば、もう少しきちんと最初から設置しておくというのも正しいやり方なのではないかと思いますが、今ここでその必要性が出てきたために、今回このような形で設置させていただくということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、議案第12号につきましては原案どおり決定するというごこと、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、議案第13号 資金運用委員会の設置について議題とさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

〈資料に基づく説明省略〉

○永木理事長 ただいま事務局の説明が終わりました。ご質疑がある方、よろしくお願ひ申し上げます。

す。

○酒井理事 設置することは全くよろしいことだと思います。先程決議した情報公開規程との関係で言えば、資金の運用方法について運用委員会で議論し決定したことは、その過程も含めて文書の公開申出の対象となるという理解でよろしいでしょうか。

○諏訪事務局次長 資金運用につきましては当然、理事会にもお諮りしますし、それについては公開の予定でございます。

○永木理事長 ほかにいかがでしょうか。

○加賀美副理事長 この資金運用委員会は必要に応じて委員長が招集するとなっているのですが、この委員会は定期的に、定例的に開く必要はないのですか。

○諏訪事務局次長 定めとしては定例的な形にはなっておりませんが、原則として次年度の運用方法につきまして、こちらの委員会で決めまして、理事会にそれをお諮りしていくという形を考えております。ただ、急な償還等、大きな資金の動きがある場合は、不定期に実施させていただきたいと考えております。

○加賀美副理事長 定例的に毎年1回は開くということでしょうか。

○諏訪事務局次長 はい、毎年1回は必ず開催します。

○加賀美副理事長 そうですね。そして、その他に臨時で開催することもあるということですね。

○諏訪事務局次長 はい。

○永木理事長 例えば急なドル高や円安が起きることもあり得るので、場合によっては急遽開かざるを得ないこともあるということですね。

○小柳常務理事(事務局長) そのとおりでございます。先ほどご説明申し上げましたように、本来、長年の期間置いておくはずの有価証券が、為替の関係で早期償還になる可能性もございます。1月にはそれについて新たに運用方法を諮らなければなりませんので、当然、委員会を開く予定でおります。よろしくお願いいたします。

○永木理事長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議案第13号について決議を行います。議案第13号につきましては原案どおり決定することということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永木理事長 ありがとうございました。議案第13号につきましては原案どおり決定させていただきます。

以上が本日の議案でございます。この際、これ以外でもご質問、ご意見等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、以上で議事を終了させていただきます。

ありがとうございました。

<以下、報告事項は省略>